

【生活福祉資金】長期訓練生計費 貸付のご案内

生活福祉資金とは貸付制度であり、経済的自立及び社会参加を推進する目的で運営しています。長期訓練生計費は、就職氷河期世代等の自立を図るための技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するための貸付を行うものです。

- 貸付対象者：島根県内にお住まいの方で、以下の①～②いずれにも該当し、技能を習得する方が対象です。
 - ① 市町村個人住民税非課税の者
 - ② 国家資格等を取得するための長期の公共訓練コース（12ヶ月未満のものを除く。）等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に自立支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者。
- 貸付金額：学費、諸経費等必要経費の根拠書類を確認し、必要な額のみお貸しします。

技能習得期間	貸付限度額	据置期間	償還期間
1年程度	2,200,000円以内	6カ月以内 (養成課程修了時点 から起算)	8年以内
2年程度	4,000,000円以内		
3年程度	5,800,000円以内		

- 貸付利子：無利子（連帯保証人がいない場合は年1.5%）
- 連帯保証人：原則1名
- 貸付適用期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に貸付決定したもの

お問い合わせ・ご相談

民生委員・お住まいの市町村社会福祉協議会 または 島根県社会福祉協議会へ

まずはお住まいの市町村社協でご相談いただき、対象世帯か確認させていただきます。申請の対象となった場合、所定の申込用紙に関係書類を添え、民生委員、市町村社会福祉協議会を經由し、島根県社会福祉協議会へ申し込むこととなります。

ご相談・申込は随時受け付けています。
生活福祉資金の件とお電話ください。

TEL 0852-32-5996

URL <http://www.fukushi-shimane.or.jp/>

